

# 普通保険約款

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい

2024年 6月

## 目 次

### この保険の概要

第 1 条 (本保障条項において使用される用語の定義) .....	4
-----------------------------------	---

### 第 1 章 死亡保障および医療保障等条項

第 2 条 (保険金の支払い) .....	5
第 3 条 (保険金を支払わない場合) .....	7
第 4 条 (保険金の支払いに関する補則) .....	9
第 5 条 (保険金の支払限度額および支払限度日数) .....	10
第 6 条 (保険金の請求) .....	14
第 7 条 (保険金の支払時期および支払場所) .....	15

### 第 2 章 個人賠償責任補償条項

第 8 条 (個人賠償責任保険金の被保険者およびその範囲) .....	16
第 9 条 (個人賠償責任保険金の支払い) .....	17
第 10 条 (個人賠償責任保険金を支払わない場合) .....	18
第 11 条 (個人賠償責任保険の支払保険金の範囲) .....	18
第 12 条 (事故が発生した場合) .....	19
第 13 条 (個人賠償責任保険金の支払限度) .....	19
第 14 条 (損害賠償責任解決の特則) .....	20
第 15 条 (個人賠償責任保険金の請求) .....	20
第 16 条 (個人賠償責任保険金の支払時期および支払場所) .....	20
第 17 条 (他の保険契約がある場合の個人賠償責任保険金の支払額) .....	21
第 18 条 (共済契約の取扱い) .....	21
第 19 条 (代位) .....	22

### 第 3 章 一般条項

第 20 条 (契約の引受と責任開始時期) .....	22
第 21 条 (年払保険料または第 1 回保険料の払込) .....	22
第 22 条 (保険期間と保険料払込期月) .....	23
第 23 条 (保険料払込猶予期間および保険契約の失効) .....	23
第 24 条 (保険料払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い) .....	23
第 25 条 (保険料払込方法<回数>) .....	23
第 26 条 (保険料払込方法<経路>) .....	23
第 27 条 (保険料払込方法の変更) .....	24
第 28 条 (詐欺による契約取消) .....	24
第 29 条 (不法取得目的による契約無効) .....	24
第 30 条 (告知義務) .....	24

第31条(告知義務違反による契約解除).....	25
第32条(告知義務違反による契約解除ができない場合).....	25
第33条(重大事由による契約解除).....	25
第34条(契約者配当金).....	26
第35条(保険契約の解約).....	27
第36条(解約返戻金).....	27
第37条(保険契約の消滅).....	27
第38条(プラン変更).....	27
第39条(死亡保険金受取人の変更).....	28
第40条(死亡保険金受取人の死亡).....	28
第41条(保険契約者の住所の変更).....	29
第42条(年齢の計算).....	29
第43条(契約年齢の誤りの処理).....	29
第44条(保険契約の更新).....	29
第45条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額).....	30
第46条(保険契約の更新を引き受けない場合).....	30
第47条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額).....	30
第48条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減).....	30
第49条(時効).....	31
第50条(管轄裁判所).....	31

## 備 考

1. 検査を目的とした入院について.....	31
2. 分娩による入院について.....	31
3. 責任開始日以降に発病した病気の発病時期、または発生した不慮の事故の発生日の 考え方.....	31
別表1 請求書類.....	32
別表2 ハンディキャップ保険金 身体障がい表.....	33
別表3 軽度ハンディキャップ保険金 身体障がい表.....	34
別表4 手術保険金給付倍数表.....	37
別表5 危険な運動.....	37
別表6 就業中は保険金支払いが減額となる職業.....	37
別表7 就業中は保険金支払対象外となる職業.....	38

## 有 配 当 総 合 医 療 保 険 普通保険約款

### この保険の概要

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡、ハンディキャップ（後遺障がい）、入院、傷害通院、ワーカーズ・ケア（自立援助サービス）を必要とするなどの所定の状態になったとき、また、日常生活において他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負ったときに保険金を支払うことを主な内容とするものです。

### 第1条（本保障条項において使用される用語の定義）

1. 「保険契約者」とは、この保険契約を結び、保険料払込の義務を負う方をいいます。
2. 「被保険者」とは、この保険契約で保険金お支払いの事故の対象になる方をいいます。
  - (1) 個人賠償責任補償における被保険者は主たる被保険者と従たる被保険者とからなります。主たる被保険者は本項で定める被保険者となります。従たる被保険者は主たる被保険者の配偶者およびそれらと生計を共にする親族となります。従たる被保険者の範囲の詳細は約款第8条（個人賠償責任保険金の被保険者およびその範囲）に記載します。
3. 「保険金受取人」とは被保険者に保険事故が生じたときに保険金を請求できる権利のある方をいいます。
 

死亡保険金受取人は保険契約者が被保険者の法定相続人の中から一人を選んでください。その他の保険金受取人は被保険者となります。
4. 「不慮の事故」とは、急激<sup>\*1</sup>かつ偶然<sup>\*2</sup>な外来<sup>\*3</sup>の事故をいいます。
  - (※1) 急激：傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
  - (※2) 偶然：傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予知できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
  - (※3) 外来：傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
5. この保険契約における「不慮の事故による傷害」については前号に規定する「不慮の事故」による傷害のほか、次に定めるとおりとします。
  - (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒は除きます。
  - (2) 被保険者に施された診療上の医療事故のうち、疾病の診断、治療を目的としたものは除きます。
6. 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所または柔道整復師法に定める柔道整復師が行なう施術所をいいます。

但し、傷害通院保険金については、患者を入院させるための施設を持たない診療所または施術所でも保険金支払いの対象とします。

7. 「入院」とは、医師または柔道整復師による他覚的所見による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前号に定める病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念することをいいます。  
 なお、検査を目的とした入院および分娩による入院については、備考1および2を参照してください。
8. 「日帰り入院」とは、医師作成の「診断書」に入院の事実が記載され、かつ入院日と退院日が同一の入院をいいます。
9. 「傷害通院」とは、不慮の事故による傷害を原因として、医師または柔道整復師による治療が必要で、かつ、自宅等での治療が困難なため、第6号に定める病院または診療所に治療を目的に通うことをいいます。
10. 「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、医科診療報酬点数表の「第10部 手術」欄に記載されているものをいいます。  
 なお、医科診療報酬点数表は2年毎に改訂される予定であり、実際の手術保険金の適用に当たっては、手術当時有効である医科診療報酬点数表によります。
11. 「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養をいいます。  
 なお、先進医療の種類および施設基準に適合する病院等は変更されますので、約款に適合する先進医療か否かは、療養が行われた日現在、厚生労働省から公示されている先進医療の各技術および医療機関によります。
12. 「職業家政婦等」とは職業安定法に基づく有料職業紹介事業者より派遣された、家政一般の業務、患者・病弱者等の付添いの業務を行なう者を含め、当会が事前に認めた業者をいいます。

## 第1章 死亡保障および医療保障等条項

### 第2条(保険金の支払い)

1. 本保障条項において、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払金額および保険金受取人は、つぎのとおりです。  
 なお、責任開始日以降に発病した病気の発病時期、または発生した不慮の事故の発生日の考え方については備考3を参照してください。

保険金の種類	支払事由	支払金額(支払 限度額は第5条参 照)	保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間内に死亡したとき ただし、新規契約の責任開始日から2年以内に病	保険証券記載の 死亡保険金額	死亡保険

	気または不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したときで、その病気の発病または不慮の事故の発生が責任開始前の場合を除きます。		金受取人
ハンディキャップ 保険金	被保険者が、責任開始日以降に発病した病気、または責任開始日以降に発生した不慮の事故による傷害を原因として保険期間内に、別表2「ハンディキャップ保険金 身体障がい表」に定める身体障がい状態に該当すると、医師の診断にもとづき当会が認定したとき	保険証券記載のハンディキャップ保険金額	被保険者
軽度 ハンディキャップ 保険金	被保険者が、責任開始日以降に発病した病気、または責任開始日以降に生じた不慮の事故による傷害を原因として保険期間内に次のすべてに該当したとき (1)別表3「軽度ハンディキャップ保険金. 身体障がい表」に定める身体障がい状態に該当すると、医師の診断に基づき当会が認定したとき (2)ハンディキャップ保険金の支払事由に該当しないとき	保険証券記載の軽度ハンディキャップ保険金額	被保険者
入院保険金	被保険者が、保険期間内に次のいずれかの入院（日帰り入院を含みます。）をしたとき (1)責任開始日以降に発病した病気の治療を目的とする入院 (2)責任開始日以降に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院	保険証券記載の入院保険金日額 × 入院日数	被保険者
傷害通院 保険金	被保険者が、責任開始日以降に生じた不慮の事故による傷害を原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療を目的として保険期間内に病院または診療所に通院したとき	保険証券記載の傷害通院保険金日額 × 通院日数	被保険者
手術保険金	被保険者が、責任開始日以降に発病または発生した傷病の治療を直接の目的として保険期間内に、別表4「手術保険金給付倍数表」に定める所定の手術および先進医療を受けたとき	保険証券記載の入院保険金日額に手術種類に応じ別表4「手術保険金給付倍数表」に定める給付倍数を乗じた金額	被保険者
ワーカーズ・ケア 保険金	(1)被保険者が、入院中またはその退院後60日以内、または手術および傷害の事由発生時から60日以内かつ保険期間内に、当会が認定する団体のたすけあいワーカーズ（以下「ワーカーズ」という。）から、被保険者が必要とする家事等の援助を受けたときワーカーズ・ケア保険金を支払います。	家事等の援助を受けるために実際に要した費用で、保	被保険者

	<p>但し、家事等の援助のうち、公的保障の対象となった部分はワーカーズ・ケア保険金の対象とはなりません。</p> <p>(2)家事等の援助を当会が認定する団体に依頼したにもかかわらず、ワーカーズの派遣を受けられなかった場合でかつ、当会が認めた場合は、職業家政婦等によるケアをワーカーズによるケアとみなします。</p> <p>(3)家事等の援助とは、食事作り、洗濯、掃除、買い物等の基本的な援助および病院等への外出介助、家族の介助、保育、送迎等をいいます。</p>	<p>険証券記載の金額の範囲内の金額</p>	
--	---	------------------------	--

2. 別表6「就業中は保険金支払が減額となる職業」に掲げる職業に従事している被保険者がその職務の遂行中(通勤途上は除きます。)に発生した不慮の事故による傷害により保険金の支払事由に該当した場合には、当会は、保険金額を50%減額して支払います。

但し、ワーカーズ・ケア保険金については全額を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

1. 当会は被保険者が次の事由によって保険金支払事由に該当しても保険金を支払いません。

保険金の種類	支払事由が生じても保険金を支払わない場合
<p>死亡保険金</p>	<p>(1)保険契約者または死亡保険金受取人の故意</p> <p>(2)保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)責任開始日から1年未満に生じた被保険者の自殺</p> <p>(4)被保険者が別表5「危険な運動」に定める運動を行っている間の事故</p> <p>(5)別表7「就業中は保険金支払対象外となる職業」に掲げる職業に従事している間に生じた事故</p> <p>(6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※1)</p> <p>(7)戦争その他の変乱(※1)</p>
保険金の種類	支払事由が生じても保険金を支払わない場合

ハンディキャップ保険金 軽度ハンディキャップ保険金 入院保険金 手術保険金 傷害通院保険金 ワーカーズ・ケア保険金	(1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為 (3)被保険者の薬物依存(※2)の治療またはそれを直接の原因とする疾病の治療 (4)被保険者の精神障がい(※3)または泥酔の状態を原因とする事故 (5)薬物依存(※2)を直接の原因とする事故 (6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※1) (7)戦争その他の変乱(※1) (8)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (9)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (10)原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足る医学的他覚所見が認められないもの (11)入院保険金について、次のケースに該当したもの a. 入院中に外泊またはこれに準ずる外出(医師の指示のある場合を除く)をした場合 b. 入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと医師が判断した場合 (12)被保険者が別表5「危険な運動」に掲げる危険な運動を行っている間に生じた事故。 但し、ワーカーズ・ケア保険金については支払の対象とします。 (13)別表7「就業中は保険金支払対象外となる職業」に従事している間に生じた事故。 但し、ワーカーズ・ケア保険金については支払の対象とします。
--	---

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争その他の変乱で保険事故に該当したとき、その該当した被保険者の数がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすことが少ないときはその程度に応じて保険金額の一部または全部を支払うことがあります。

(※2) 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F10からF19に規定された内容に準拠します。

(※3) 精神障がいとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

2. 死亡保険金受取人が複数いる場合で、死亡保険金受取人の一人が故意または重大な過失で被保険者を死亡させた場合、当該死亡保険金受取人の受取るべき保険金は支払いませんが、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

3. 各保険金が免責事由に該当し、各保険金が支払われないときの取扱いは次のとおりです。

保険金の種類	契約の継続	保険料の取扱い
死亡保険金	契約は消滅する。	第37条(保険契約の消滅)に規定する金額を死亡保険金受取人に返戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われない場合には、3

		7条に規定する金額を支払いません。
ハンディキャップ保険金	契約は継続する。	取扱いに変更はありません。 (当初と同額の保険料を払い込んでください。)
軽度ハンディキャップ保険金		
入院保険金		
傷害通院保険金		
手術保険金		
ワーカーズ・ケア保険金		

#### 第4条(保険金の支払いに関する補則)

1. 被保険者がハンディキャップ状態になり、ハンディキャップ保険金の請求がなされる前に被保険者が死亡したときは、死亡保険金の支払事由とします。
2. ハンディキャップ保険金、死亡保険金以外の保険金の支払事由が発生し、その保険金を請求する前に被保険者が死亡したときは、その保険金の受取人は死亡保険金受取人とします。但し死亡保険金受取人が指定されていないときは被保険者の法定相続人とします。
3. 医師の診断書に基づき当会が異常分娩(責任開始日以後に妊娠した場合に限ります。)と認めた場合は病気を直接の原因とした入院とし、第2条(保険金の支払い)の規定を適用します。
4. 被保険者が、同一の疾病かまたは医学上重要な関係があると医師の診断に基づき当会が認めた疾病で2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。
5. 被保険者が同一の不慮の事故による傷害を原因として2回以上入院したときは、1回の入院とみなします。
6. 前2項の入院で入院保険金が支払われる入院の最終入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
7. 被保険者が、病気を直接の原因とする入院を開始したときに、異なる病気を併発していた場合、またはその入院中に異なる病気を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった病気による継続した1回の入院として取り扱います。
8. 被保険者が、2以上の不慮の事故による傷害で入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下、本項において「主たる事故」といいます。)による傷害に対し入院保険金を支払い、主たる事故以外の不慮の事故(以下、本項において「異なる事故」といいます。)による傷害に対しては、入院保険金を支払いません。ただし、その入院中に主たる事故による傷害に対する入院保険金の支払われる期間が終了または主たる事故による傷害が治癒したときは、新たな入院を開始したものとみなして、異なる事故による傷害に対する入院保険金を支払います。この場合、異なる事故による傷害に対して支払う入院保険金の支払額は、入院保険金日額に、主たる事故による傷害に対する入院保険金の支払われる期間が終了または主たる事故による傷害が治癒した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
9. 被保険者が入院保険金の支払われる入院中において、第38条(プラン変更)に定めるプラン変更がされた場合、入院保険金の支払額および支払日数は入院開始日における変更前プランによる入院

保険金日額および支払日数に応じて計算します。

10. 被保険者が入院中に、傷害通院保険金の支払事由が生じた場合でも、当会は、傷害通院保険金を支払いません。
11. 被保険者が同一の日に2回以上通院をした場合または被保険者が1回の通院で2以上の事由の治療を目的として通院をした場合でも、当会は傷害通院保険金を重複して支払いません。
12. 手術保険金については次の通り取扱います。
  - (1) なされた手術のうち、「医科診療報酬点数 第10部 手術」で1,000点以上の手術を手術保険金の対象とします。
  - (2) 保険期間内に2回以上の手術を受けた場合は、その都度手術保険金の対象とします。この場合の手術保険金額はそれぞれの手術について、「医科診療報酬点数」に対応する点数に該当させます。
  - (3) 1回の手術で同時に複数の手術を受けた場合は、それぞれの手術の「医科診療報酬点数」に対応する点数をそれぞれ 別表4「手術保険金給付倍数表」に該当させます。
13. 先進医療で手術保険金を支払う場合は次の条件に該当することが必要です。
  - (1) 先進医療を受けた時点でその技術が厚生労働省の規定する第2項先進医療、または第3項先進医療に該当していること。
  - (2) 先進医療を受けた医療機関が、厚生労働省が当該高度先進医療を施行できる機関として認めている機関であること。
  - (3) 厚生労働省の決定で先進医療が療養を受けた日現在、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象になっているものは、手術保険金に該当させます。
14. 先進医療での保険金支払は、手術保険金として支払います。また手術保険金に関わる諸規定(第4条第12項、第5条第1項、同条第2項第6号)は先進医療にも適用します。
15. 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院期間中に保険期間満了日を迎えた後も継続している入院については、保険期間中の入院とみなして取り扱います。
16. 被保険者が傷害通院保険金の支払事由に該当する通院期間中に保険期間満了日を迎えた後も継続して通院する場合、保険期間満了後の通院については傷害通院保険金を支払いません。但し、契約が更新された場合は、更新前契約の保険期間中に発生した保険事故から180日以内であれば更新契約の保障として、傷害通院保険金を支払います。

## 第5条(保険金の支払限度額および支払限度日数)

第2条(保険金の支払)記載の保険金について、支払限度は次のとおりです。

### 1. 保険金の組合せによる支払限度

- (1) 死亡保険金、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金の支払限度額は更新契約を含む全保険期間を通算して合計で300万円です。  
なお、支払対象金額が300万円を超える場合は、300万円を超える部分は支払いません。
- (2) 前記(1)のハンディキャップ保険金および軽度ハンディキャップ保険金の合計の支払金額が支払限度額に達したときでも保険契約は継続し、前記(1)の3保険金以外の保険金が支払い対

象となります。

- (3) 死亡保険金が支払われるときは、被保険者の死亡時点で保険契約は消滅します。
- (4) 軽度ハンディキャップ保険金、入院保険金、傷害通院保険金、手術保険金（以下この4種類の保険金を併せて「入院関係保険金」と言います。）の同一保険期間内における支払限度額は、合計で80万円です。  
なお、入院関係保険金の支払対象金額が80万円を超える場合は、80万円を超える部分は支払いません。
- (5) 入院関係保険金が同一保険期間内で80万円の支払限度額に達しても契約は継続し、入院関係保険金以外の保険金が支払いの対象となります。  
また、契約が更新されたときは新たに80万円が支払限度額となります。
- (6) 上記すべての保険金の同一保険期間内における支払限度額は、合計で1,000万円です。
- (7) 前記（6）の保険金が支払われたときは、契約は消滅し、解約返戻金がある場合はそれを保険契約者に支払います。
- (8) 上記（7）で契約が消滅した場合、保険契約者はこの契約を更新することができます。
- (9) 上記（4）に該当したとき以降の保険料の取扱いは次のとおりです。
  - A. 保険料が月払の場合、入院関係保険金支払額が80万円となる日の属する月の翌月から契約満了日までの保険料は、入院関係保険金に対応する保険料相当額を控除した新保険料とし、入院関係保険金支払限度額に達した保険金の支払時に、当該新保険料をご案内します。
  - B. 保険料が年払の場合、入院関係保険金が80万円となる日の属する月の翌月から契約満了日までに該当する領収した年払保険料から、入院関係保険金支払額が80万円となる日における既経過月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます）に、入院関係保険金に該当する月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額を返戻金として支払います。
  - C. 本契約が更新されたときは、本来の更新保険料が適用され、保険証券記載の保険金が保障されます。
  - D. 上記更新保険料は更新案内にてご案内します。

## 2. 各保険金ごとの支払限度とその支払が限度に達したときの契約の取扱い

- (1) 死亡保険金
  - ① 支払金額は保険証券記載の金額です。
  - ② 被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
- (2) ハンディキャップ保険金
  - ① 支払金額は保険証券記載の金額です。
  - ② ハンディキャップ保険金支払後も契約は継続します。
  - ③ ハンディキャップ保険金支払後の保障内容は次のとおりです。
    - A. 更新契約を含む全期間でハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金の保障はありません。
    - B. 更新契約を含む全保険期間で前記A. 以外の保険金については規定どおり保障します。

- ④ ハンディキャップ保険金支払後の保険料の取扱いは次のとおりです。
- A. 保険料が月払の場合、ハンディキャップ状態に該当した日（以下「症状固定日」といいます。）の属する月の翌月から契約満了日までの保険料は、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に対応する保険料相当額を控除した新保険料とし、ハンディキャップ保険金支払時に、当該新保険料をご案内します。
- B. 保険料が年払の場合、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に該当する領収した年払保険料から、症状固定日における既経過月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます）に、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に該当する月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額を返戻金として支払います。
- C. 本契約が更新されたときは、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に対応する保険料を控除した保険料を更新保険料とします。
- D. 上記更新保険料は更新案内にてご案内します。

(3) 軽度ハンディキャップ保険金

- ① 支払金額は保険証券記載の金額です。
- ② 同一保険期間内の保険金支払限度額は80万円です。
- ③ 前記②に該当した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、入院関係保険金以外は規定どおり保障されます。
- ④ 更新契約を含む全保険期間での通算支払限度額は300万円です。
- ⑤ 前記④に該当した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、死亡保険金、ハンディキャップ保険金の保障はありませんが、他の保険金は規定どおり保障されます。
- ⑥ 上記②に該当したとき以降の保険料の取扱いは次のとおりです。
- A. 保険料が月払の場合、軽度ハンディキャップ保険金支払額が80万円となる日の属する月の翌月から契約満了日までの保険料は、入院関係保険金に対応する保険料相当額を控除した新保険料とし、保険金支払限度額に達した保険金の支払時に、当該新保険料をご案内します。
- B. 保険料が年払の場合、入院関係保険金に該当する領収した年払保険料から、軽度ハンディキャップ保険金額が80万円となる日における既経過月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます）に、入院関係保険金に該当する月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額を返戻金として支払います。
- C. 本契約が更新されたときは、本来の更新保険料が適用され、保険証券記載の保険金が保障されます。
- D. 上記更新保険料は更新案内にて案内します。
- ⑦ 更新契約を含む保険期間で軽度ハンディキャップ保険金の支払額合計が300万円に達した後の保険料の取扱いは次のとおりです。

- A. 保険料が月払の場合、軽度ハンディキャップ保険金の支払額合計が300万円となる日の属する月の翌月から契約満了日までの保険料は、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に対応する保険料相当額を控除した新保険料とし、保険金支払限度額に達した保険金支払時に、当該新保険料をご案内します。
- B. 保険料が年払の場合、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に該当する領収した年払保険料から、軽度ハンディキャップ保険金の支払額合計が300万円となる日における既経過月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます）に、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に該当する月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額を返戻金として支払います。
- C. 本契約が更新されたときは、ハンディキャップ保険金、軽度ハンディキャップ保険金、および死亡保険金に対応する保険料を控除した保険料を更新保険料とします。
- D. 上記更新保険料は更新案内にてご案内します。

#### (4) 入院保険金

- ① 支払日額および同一原因による入院での支払限度日数は保険証券記載のとおりです。
- ② 同一保険期間内の入院保険金支払限度額は80万円です。
- ③ 前記②の支払限度額に達した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、入院関係保険金以外は規定どおり保障します。
- ④ 更新契約を含む全保険期間での通算支払限度日数は730日です。
- ⑤ 前記④の通算支払限度日数に達した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、入院保険金以外の保険金は規定どおり保障します。
- ⑥ 上記②に該当したとき以降の保険料の取扱いは、前記(3)軽度ハンディキャップ保険金⑥の規定に準じて取扱います。
- ⑦ 上記④に該当したとき以降の保険料の取扱いは次のとおりです。
  - A. 保険料が月払の場合、入院保険金通算支払日数が730日となる日の属する月の翌月から契約満了日までの保険料は、入院保険金に対応する保険料相当額を控除した新保険料とし、入院保険金通算支払日数が730日に達した保険金支払時に、当該新保険料をご案内します。
  - B. 保険料が年払の場合、入院保険金に対応する領収した年払保険料から、入院保険金通算支払日数が730日となる日における既経過月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます）に、入院保険金に該当する月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額を返戻金として支払います。
  - C. 本契約が更新されたときは、入院保険金に対応する保険料を控除した保険料を更新保険料とします。
  - D. 上記更新保険料は更新案内にて案内します。

#### (5) 傷害通院保険金

- ① 支払日額および同一原因による傷害通院保険金の支払限度日数は保険証券記載のとおりです。
- ② 同一保険期間内の保険金支払限度額は80万円です。
- ③ 更新契約を含む全保険期間での通算支払限度日数は400日です。
- ④ 前記③の通算支払限度日数に達した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、傷害通院保険金以外の保険金は規定どおり保障します。
- ⑤ 上記③に達したとき以降の保険料の取扱いは前記(4)入院保険金⑦の規定に準じて取扱います。

(6) 手術保険金

- ① 同一保険期間内での支払回数に制限はありません。
- ② 同一保険期間内の支払限度額は80万円です。
- ③ 前記②の支払限度額に達した場合でも保険契約は継続します。  
この場合、入院関係保険金以外は規定どおり保障します。
- ④ 更新契約を含む全保険期間での通算支払回数には制限はありません。
- ⑤ 上記②に該当したとき以降の保険料の取扱いは、上記(3)軽度ハンディキャップ保険金⑥に準じて取扱います。

(7) ワーカーズ・ケア保険金

- ① 同一事由におけるワーカーズ・ケア保険金支払限度額は保険証券記載の金額です。
- ② 同一保険期間内の保険金支払限度額は1,000万円です。
- ③ 前記②の支払限度額に達した場合、保険契約は消滅します。
- ④ 前記②の支払限度額に達した場合、本条第1項 第7号と第8号の規定に拠ります。
- ⑤ 更新契約を含む全保険期間での通算支払回数には制限はありません。

第6条(保険金の請求)

1. 保険契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が生じた事を知ったときは、すみやかに当会に通知してください。
2. 保険金受取人は、別表1の1に掲げる書類(以下「請求書類」といいます。)を当会に提出して、保険金を請求してください。
3. 保険金受取人である被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、被保険者の配偶者(配偶者がいない場合には、3親等内の親族から代表者を選んでください)が、請求書類および特別な事情について明らかにする証明書類を提出して、被保険者の代理人(以下「代理請求人」といいます。)として、保険金の請求をすることができます。
4. 当会が保険金を前項に定める代理請求人に支払ったときには、その後重複してその保険金の支払請求を受けても、当会は、これを支払いません。
5. 故意に保険金の支払事由を生じさせた者は第3項に定める代理請求人としての取り扱いを受けることができません。

第7条(保険金の支払時期および支払場所)

1. 保険金は、請求書類(請求書類に不備があるときは、それが解決された請求書類を言います。)が当会に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当会の事務所または当会の指定した場所で支払います。

2. 保険金請求に際し提出された書類だけでは保険金の支払い可否が決定できないときは、下記各号に定める確認(主治医への照会を含みます。)を行うことがあります。

この場合は請求書類(請求書類に不備があるときは、それが解決された請求書類を言います。)が当会に到着した日の翌日から起算して7営業日以内に請求者にその旨を通知するとともに、確認の結果保険金が支払えるときは、前号の規定にかかわらず、次の各号に定める日以内に保険金を支払います。

(1) 確認内容 第2条に規定する各保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、各保険金の支払事由に該当する事実の有無

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して30日以内

(2) 確認内容 第3条に規定する保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金支払事由が発生した原因

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して45日以内

(3) 確認内容 第31条に規定する告知義務違反に該当する可能性がある場合、告知義務違反に到った原因

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して45日以内

(4) 確認内容 第28条、第29条および第33条に規定する詐欺、不法取得目的や重大事由に該当する可能性がある場合、保険契約者または保険金受取人の保険契約締結の目的、または保険金請求の意図に関する保険契約の締結から保険金請求に到るまでにおける事実

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して45日以内

3. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる特別の照会や調査を実施した場合は、保険金を支払うべき期限は、前2項にかかわらず、各号の通りとします。

(1) 確認方法 前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内

(2) 確認方法 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関等による医学または工学等の科学技術的な特別調査、分析または鑑定

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内

(3) 確認方法 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての警察・検察・裁判所への照会

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内

(4) 確認方法 前項各号に定める事項についての日本国外における調査

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内

4. 保険金の支払いが、前各3項に規定する期間を超えたときは、当会の定めるところにより、遅延利息を保険金

受取人に支払います。

5. 第2項および第3項に掲げる事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、当社が行う事実の確認について正当な理由がなく回答を拒んだときまたは確認を妨げたときは、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その回答を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。

## 第2章 個人賠償責任補償条項

### 第8条(個人賠償責任保険金の被保険者およびその範囲)

1. 個人賠償責任保険金における被保険者は次に記載する範囲内のものとし、その氏名を保険証券に記載します。
  - (1)被保険者本人(以下「主たる被保険者」といいます。)
  - (2)主たる被保険者の配偶者(以下(2)から(4)に該当するものを「従たる被保険者」といいます。)
  - (3)主たる被保険者またはその配偶者と生計をともにする同居の親族
  - (4)主たる被保険者またはその配偶者と生計をともにする別居の未婚の子
2. 前項の主たる被保険者と主たる被保険者以外との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
3. 主たる被保険者以外の被保険者がこの保険に別途加入していることが判明したときは、当該被保険者は本保障条項における被保険者の範囲から外れることとします。

第9条(個人賠償責任保険金の支払)

個人賠償責任保険金の支払事由、支払金額および保険金受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払金額	保険金受取人
個人賠償責任保険金	<p>被保険者が日本国内において保険期間内に発生したつぎの各号に該当する事故により、他人(被保険者以外の者をいいます。)の身体の障がいまたは財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。</p> <p>(1)被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(敷地内の動産および不動産を含む。以下「住宅」といいます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故。</p> <p>(2)被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故。</p>	<p>つぎの金額の合計額とします。ただし、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度とします。</p> <p>(1)第11条第1項第1号に定める損害賠償金の額。ただし、保険証券に免責金額の記載がある場合、その額を損害賠償金の額から控除した額とします。</p> <p>(2)第11条第1項第2号から第7号に定める費用についてはその全額</p> <p>(3)実際に他人から損害の賠償を受けることができた場合には、当会は支払うべき損害賠償保険金からその受け取った金額を差し引いた金額を支払います。</p>	主たる被保険者

第10条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当会は、つぎのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては個人賠償責任保険金を支払いません。

保険金の種類	支払事由が生じても保険金を支払わない場合
個人賠償責任保険	(1)保険契約者の故意 (2)主たる被保険者および従たる被保険者の故意 (3)戦争その他の変乱 (4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (5)被保険者がつぎの各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害 A.被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 B.もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 C.被保険者と同居する親族および生計をともにする別居の未婚の子に対する損害賠償責任 D.被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障がい起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。 E.被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 F.被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 G.被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 H.被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 I. 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

2. 本保険金が免責事由に該当し、保険金が支払われないときでも、契約は継続しますので、当初と同額の保険料を継続して払い込んでください。

第11条(個人賠償責任保険の支払保険金の範囲)

1. 本保障条項において当会が支払う保険金の範囲は、つぎの各号に掲げるものに限りま。

なお、各支払金額の合計は保険証券に記載の金額の範囲内とします。

- (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引きます。
- (2)損害賠償責任の解決について、被保険者が当会の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士費用を含みます。)
- (3)損害賠償責任の解決について、被保険者が当会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

- (4)被保険者が第12条(事故が発生した場合)第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用。
- (5)損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出について当会の同意を得た費用。
- (6)第14条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会の要求に従い、協力するために直接要した費用。
- (7)被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第12条(事故が発生した場合)第1項第2号または第19条(代位)第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用。

#### 第12条(事故が発生した場合)

1. 保険契約者または被保険者は、第9条(個人賠償責任保険金の支払)の支払事由に該当する事故により、他人の身体の障がいまたは財物の損壊が発生したことを知ったときは、つぎの各号に掲げる事項を行わなければなりません。
  - (1)事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって当会に通知すること。
  - (2)他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
  - (3)損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
  - (4)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
  - (5)損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当会に通知すること。
2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに前項各号の義務に違反したときは、当会は支払うべき損害の額から当会の損害部分を差し引いて支払います。また、契約者が故意または重大な過失によって前項第2号から第4号の義務を怠った場合、当会は支払うべき損害の額から当会の損害部分を差し引いて支払います。

#### 第13条(個人賠償責任保険金の支払限度)

1. 同一保険期間内の1回の保険事故に対する個人賠償責任保険金の支払限度額は保険証券記載の金額です。
2. 同一保険期間内に複数の保険事故が発生したときは、それぞれの賠償責任額が前項規定の限度額に達しない限りそれぞれの保険事故について前項の規定を適用します。
3. 同一保険期間内の支払限度額は1,000万円です。
4. 支払保険金が1000万円に達したときは、第5条第1項第7号と第8号の規定に拠ります。
5. 契約が更新されたときは、再び保険証券記載の金額が保障されます。

#### 第 14 条 (損害賠償責任解決の特則)

1. 当会は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。
2. 被保険者が、正当な理由がないのに前項の協力に応じないときは、当会は、保険金を支払いません。

#### 第 15 条 (個人賠償責任保険金の請求)

1. 当会に対する保険金の請求は、損害賠償金の額が確定した時からこれを行うことができます。
2. 保険金受取人が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定した日からその日を含めて 30 日以内に、別表 1 の「1 保険金の請求書類」に記載する書類その他当会が必要と認める書類を、当会に提出してください。
3. 保険金請求に際し、他の保険会社等にも個人賠償責任保険に加入しているときは、保険金請求書にその保険会社名を通知してください。

#### 第 16 条 (個人賠償責任保険金の支払時期および支払場所)

1. 保険金は、請求書類(請求書類に不備があるときは、それが解決された請求書類を言います。)が当会に到着した日の翌日から起算して 10 営業日以内に、当会の事務所または当会の指定した場所で支払います。
2. 保険金請求に際し提出された書類だけでは保険金の支払い可否が決定できないときは、下記各号に定める確認(主治医への照会を含みます。)を行うことがあります。

この場合は請求書類(請求書類に不備があるときは、それが解決された請求書類を言います。)が当会に到着した日の翌日から起算して 10 営業日以内に請求者にその旨を通知するとともに、確認の結果保険金が支払えるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める日以内に保険金を支払います。

(1) 確認内容 第 9 条に規定する各保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、各保険金の支払事由に該当する事実の有無

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して 30 日以内

(2) 確認内容 第 10 条に規定する保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金支払事由が発生した原因

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して 30 日以内

(3) 確認内容 第 28 条、第 29 条および第 33 条に規定する詐欺、不法取得目的や重大事由に該当する可能性がある場合、保険契約者または保険金受取人の保険契約締結の目的、または保険金請求の意図に関する保険契約の締結から保険金請求に到るまでにおける事実

支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して 30 日以内

3. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる特別の照会や調査を実施した場合は、保険金を支

払うべき期限は、前2項にかかわらず、各号の通りとします。

- (1) 確認方法 災害救助法に基づく照会その他法令に基づく照会  
支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して60日以内
  - (2) 確認方法 前項第1号、第2号または第3号に定める事項についての学究機関等の専門機関等による医学または工学等の科学技術的な特別調査、分析または鑑定  
支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して90日以内
  - (3) 確認方法 前項第1号、第2号または第3号に定める事項についての警察・検察・裁判所への照会  
支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内
  - (4) 確認方法 前項各号に定める事項についての日本国外における調査  
支払日 請求書が当会に到着した日の翌日から起算して180日以内
4. 保険金の支払いが、前各3項に規定する期間を超えたときは、当会の定めるところにより、遅延利息を保険金受取人に支払います。
5. 第2項及び第3項に掲げる事実確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、当会が行う事実の確認について正当な理由がなく回答を拒んだとき、または確認を妨げたときは、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その回答を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。

#### 第17条(他の保険契約がある場合の個人賠償責任保険金の支払額)

1. 名称を問わず第11条(個人賠償責任保険の支払保険金の範囲)に規定する賠償費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、保険金請求時のその保険会社等(第18条(共済契約の取扱)参照してください。以下同様とします。)の名前を通知してください。
2. 他の保険契約がある場合、当会の個人賠償責任保険の支払責任額は次の各号のとおりとします。
  - (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合  
当会の保険金額を限度とする賠償責任額
  - (2) 他の保険契約から保険金が支払われている場合  
賠償責任額から他の保険会社から支払われた保険金額を差し引いた金額 但し、当会の保険金額を限度とする
3. 保険金請求に際し他の保険会社等の同時加入がないとの通知により当会が補償金額の全額を支払ったあと、他保険会社等に同時加入があり、当該会社からも既に保険金の支払を受けていることが判明したときは、当会が支払った保険金額を保険金受取人から返還して頂きます。

#### 第18条(共済契約の取扱)

前条の規定の適用について、第9条(個人賠償責任保険金の支払)の支払事由に掲げる損害を補償する共済契約は、これを保険契約とみなします。

## 第 19 条 (代位)

1. 当会が個人賠償責任保険金を支払ったときは、当会は、その支払った個人賠償責任保険金額または被保険者が当該事故により取得する債権額（当会が支払った保険金額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）のいずれか少ない額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。
2. 保険契約者および被保険者は、当会が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会の負担とします。

## 第 3 章 一般条項

### 第 20 条 (契約の引受と責任開始時期)

1. 当会が保険契約の申込みを承諾した場合には、その旨を遅滞なく保険契約者に「契約承諾通知書」にて通知します。
2. 被保険者の健康状態が当会の定める基準に適合しないとき、当会は当会の定める特別条件の付帯を提示するか、契約のお申し込みをお断りすることがあります。
3. 特別条件を付帯するときは、「特別条件付帯通知書」を発送し、保険契約者に承諾の可否を伺います。契約者が特別条件を承諾するときは、同封されている「特別条件付帯承諾書」を当会に返送してください。
4. 契約のお申し込みをお断りするときは、「お断り通知書」にてご連絡します。
5. 当会が申込を承諾した契約および、「特別条件付帯承諾書」を送付いただいた契約については、年払保険料または第1回保険料を収受した日の属する月の1日（以下「責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。  
 なお、保険料払込方法が口座振替の場合、年払保険料または第1回保険料を収受した日とは、契約者の口座から保険料が引き落とされた日をいいます。
6. 当会は年払保険料または第1回保険料が収受された日の属する月の末日までに保険契約者あてに保険証券を発行します。
7. 当会の責任が開始される日を契約日とします。

### 第 21 条 (年払保険料または第1回保険料の払込)

1. 年払保険料または第1回保険料は「契約承諾通知」の発送日または「特別条件付帯承諾書」受領日の翌月の所定日に指定口座から当会口座に振替えます。
2. 第1項の保険料が振替えできないときは、翌々月の所定日に再度所定口座から振替えを行います。
3. 前項で保険料が振替えられた日の属する月の1日を責任開始日とします。
4. 第2項の保険料が振替え出来ないときは、契約の申込はなかったものとします。

## 第22条(保険期間と保険料払込期月)

1. 保険期間とは保険契約による保障を行う期間のことで、契約日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期月とは第2回以降保険料について保険料を払込んで頂く期間のことをいいます。

月払のとき 月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までをいいます。

年払のとき 年払契約で第44条(保険契約の更新)により保険契約が更新されるときは、契約更新日の属する月の1日から末日までをいいます。

## 第23条(保険料払込猶予期間および保険契約の失効)

1. 第2回以降の保険料払込の猶予期間は払込期月の翌月1日から末日までとします。
2. 保険料が口座から引き落としできないときは、猶予期間中に現金または口座振込により払い込んでください。
3. 猶予期間中に保険料が払い込まれないときには、保険契約は猶予期間末日の翌日をもって失効します。

## 第24条(保険料払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い)

保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、保険金を支払います。

なお、その際の未払込保険料については次の通り取扱います。

- (1) 第2回目以降の保険料が払い込まれないまま猶予期間の満了日までに保険金の支払事由が発生した場合には、当会は未払込保険料を支払うべき保険金額から差し引きます。
- (2) 保険金が前(1)に定める未払込の保険料に不足する場合には、契約者は保険料払込猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込む必要があります。この未払込保険料が払込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日を以て効力を失い、当会は保険金を支払いません。
- (3) 第49条(時効)の範囲内であれば、保険契約が失効した後でも保険事故に対応する期間の保険料の払込みを条件に保険金を支払います。但し失効した契約は復活できません。

## 第25条(保険料払込方法<回数>)

保険料の払込方法<回数>は月払および年払とします。

## 第26条(保険料払込方法<経路>)

1. 保険料は当会の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から当会の口座に振替えることによって当会に払い込まれるものとします。
2. 前項については、つぎの各号の条件を満たす必要があります。
  - (1) 指定口座が、当会と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、当会が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること。

- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から当会の口座（提携金融機関等が、当会が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託していること。
3. 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行います。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込まれたものとします。
4. 払い込まれた保険料に対し、領収証は発行しません。  
但し、保険料が現金で支払われたとき、および口座振替、口座振込で保険契約者から要望があったときは領収書を発行します。

#### 第27条（保険料払込方法の変更）

1. 保険料払込方法＜回数＞については、契約の更新時（第44条参照）に年払と月払について相互に変更することができます。
2. 保険料払込方法＜経路＞については、口座振替以外の方法に変更することはできません。  
ただし、第23条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）第2項または第24条（保険料払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項に該当する場合はこの限りではありません。
3. 提携対象金融機関等については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ当会に申し出てください。
- (2) 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合、当会は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
- (3) 当会は、当会または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

#### 第28条（詐欺による契約取消）

1. 保険契約者または保険金受取人が詐欺を目的として保険契約を締結したときは、当会は保険契約を取消し、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

#### 第29条（不法取得目的による契約無効）

1. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的、または保険金受取人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 第30条（告知義務）

1. 保険契約の締結またはプラン変更をする際（プラン変更については保障額が増額される場合）、保険契約者または被保険者は、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当会所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知してください。

### 第31条（告知義務違反による契約解除）

1. 契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、当会が告知を求めた事項について告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合、当会は、当該保険契約を将来に向かって解除することができます。また、保険金の支払事由が生じた後でも、当会は、保険契約を解除することができます。  
これにより契約を解除した場合、当会は保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の全額を返還請求します。
2. 第1項にかかわらず、被保険者の保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、第2条第1項および第9条の規定により保険金を支払います。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対し書面で通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
4. 契約解除に際し、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

### 第32条（告知義務違反による契約解除ができない場合）

1. 当会は、次のいずれかの場合、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 当会が、保険契約の締結またはプラン変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 当会の理事、職員、保険募集人（以下これらを「保険媒介者」と言います。）が保険契約者又は被保険者が第30条（告知義務）による告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が保険契約者又は被保険者に対し、第30条（告知義務）による告知をしないようにまたは不実の告知をすることを勧めたとき
  - (4) 当会が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができない場合、その通知ができる日）から起算して1か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が更新契約を含め最初の責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき  
ただし、責任開始日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じているときを除きます。
2. 前項第2号および第3号にかかわらず、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第30条（告知義務）の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、当会は当該保険契約を解除することができます。

### 第33条（重大事由による契約解除）

1. 当会は、つぎのいずれかの場合、保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂も含みます。）があったとき

(3)保険契約者、被保険者または保険金受取人が次のいずれかに該当したとき

- ①反社会的勢力（注）に該当するとみとめられたとき
- ②反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているとみとめられたとき
- ③反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められたとき
- ④その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき

（注）ここで言う反社会的勢力とは、平成19年6月19日に犯罪対策閣議幹事会申合せで公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に記載された「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団といった暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」をいいます。

(4)前3号に定めるほか、当会が保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続が困難とする前3号に掲げるのと同等の事由があったとき

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合、当会は第1項各号に定める事由の発生後に生じた事由による保険金は支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求します。
4. 保険金受取人のみが第1項第3号に該当し、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合、契約は解除され、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金に第3項の規定を適用します。他の受取人についてはその受取人に対応する保険金を支払います。
5. 保険契約の解除は、保険契約者に対し書面で通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
6. 契約解除に際し、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
7. 第4項に該当する場合で、支払われない保険金に対応する部分の解約返戻金がある場合はそれを契約者に支払います。
8. 保険契約者、被保険者が第1項第3号の規定に該当し契約が解除された場合でも、約款第9条に規定する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については本条第3項の規定を適用しません。

#### 第34条（契約者配当金）

##### 1. 配当金の割当て

当会規定の方法で積み立てた配当準備金から、毎事業年度末に有効であった契約に対し配当金を割り当てます。

##### 2. 配当金の支払い

契約が満期まで有効に継続したとき、前項で割り当てられた配当金を次の事業年度の年単位の契約応当日に現金で支払います。

### 第35条(保険契約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、いつでも保険契約を解約することができます。

### 第36条(解約返戻金)

1. 保険料の払込方法<回数>が月払の場合は、解約返戻金はありません。
2. 保険料の払込方法<回数>が年払の場合は、領収した年払保険料から解約請求書類のすべてが当会に到着した日における既経過月数(1か月未満の端数は切り上げます)に月単位の保険料を掛けて得られる額を差し引いた額とします。
3. 解約返戻金の支払いは毎月の解約受付締切日から5営業日以内に当会の事務所または当会の指定する場所で支払います。なお、正当な理由がなく、解約返戻金の支払いが上記期日を超えたときは、当会の定めるところにより遅延利息を保険契約者に支払います。

### 第37条(保険契約の消滅)

#### 1. 保険が「たすけ愛」「たすけ愛プラス」の場合

- (1) 被保険者が死亡したときは、その死亡した日に保険契約は消滅します。
- (2) 前号の場合、死亡保険金受取人または保険契約者はすみやかに当会に通知してください。
- (3) 被保険者の死亡時より保険契約が消滅し、解約返戻金がある場合は、これを死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。

#### 2. 保険が「ほすびた」「ダブルほすびた」「すりむ」「のびのび」「いつまでも」の場合

- (1) 被保険者が死亡したときは、その死亡した日に保険契約は消滅します。
- (2) 前号の場合、保険契約者はすみやかに当会に通知してください。
- (3) 入院保険金および傷害通院保険金の双方が通算支払限度日数に達したとき、下記規定に関わらず保険契約は消滅し、契約の更新もできません。

#### 第5条(保険金の支払限度額および支払限度日数)

#### 2. 各保険金ごとの支払限度とその支払が限度に達したときの契約の取扱い

#### (4) 入院保険金 (5) 傷害通院保険金 の規定

- (4) 上記(1)または(3)により保険契約が消滅し、解約返戻金がある場合は、上記(1)の場合は相続人に、上記(3)の場合は保険契約者に支払います。

### 第38条(プラン変更)

1. 保険契約者は、「プラン変更申込書」を当会に提出し、当会の承諾を得てプラン変更をすることができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日の1か月前までに当会に別表1の2に定める申込書類を提出してください。
2. プラン変更は、保険契約の更新時においてのみ行うことができます。この場合、更新日を「プラン変更日」とし、新プランでの責任開始日とします。

3. 保障額が増額されるプラン変更の場合は、第30条(告知義務)の規定を準用し書面による告知を求めます。告知内容の審査結果によっては、特別条件が付く場合や、プラン変更を引き受けない場合があります。
4. 当会はプラン変更申込承諾の可否を更新日の1か月前までに契約者に文書で連絡します。
5. 当会がプラン変更を承諾した場合、プラン変更日(更新日)からプラン変更後の保険料となり、プラン変更後の保険金額を保障します。ただし、第4条(保険金の支払に関する補則)第9項の規定に該当する場合はこの限りではありません。
6. 当会がプラン変更を承諾しない場合は、プラン変更請求がなかったものとして、プラン変更前の契約で更新します。
7. 当会がプラン変更の申込みに対し特別条件を付帯するときは、「特別条件付帯通知書」を送し、保険契約者に承諾の可否を伺います。契約者が特別条件を承諾するときは、同封されている「特別条件付帯承諾書」を当会に返送してください。
8. 保険契約者が特別条件を承諾したときはプラン変更日から特別条件を適用します。
9. 保険契約者が特別条件を承諾しないとき、または承諾の通知が所定の日までに当会に到着しないときは、プラン変更請求がなかったものとして、プラン変更前の契約で更新します。
10. プラン変更前に保険金支払歴があるときはその支払歴はプラン変更後契約に引き継がれます。

#### 第39条(死亡保険金受取人の変更)

1. 保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の変更をするときは、保険契約者は当会所定の書類(別表1の2)を提出してください。
3. 前項の書類を不備のない状態で受理してから7営業日以内に処理が完了した旨の通知書を保険契約者あて送付します。
4. 第2項に定める変更は、前項の書類を当会が受理した時は、当該書類を発した時に遡ってその効力を生じます。
5. 保険金受取人変更請求書が当会に到達する前に旧の保険金受取人に払った保険金は有効です。

#### 第40条(死亡保険金受取人の死亡)

1. 死亡保険金受取人が死亡保険金支払事由の発生前に死亡したときは、保険契約者は死亡保険金受取人を変更してください。
2. 保険契約者が新たな死亡保険金受取人を指定する前に被保険者が死亡したときは、先の死亡保険金受取人の相続人全員が死亡保険金の受取人になります。
3. 前項により死亡保険金受取人が複数人いるときは、その受取割合は均等とします。
4. 死亡保険金受取人が二人以上いる場合で、死亡保険金を請求するときは、代表者を選び、その代表者から死亡保険金を請求してください。この場合、その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

5. 前項の代表者が決まらないか、またはその所在が不明のときは、当会が死亡保険金受取人の一人に行った行為は他のものに対しても効力を生じるものとします。

#### 第41条(保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当会に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかった場合、当会の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 第42条(年齢の計算)

被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

#### 第43条(契約年齢の誤りの処理)

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の満年齢が当会の定める契約年齢の範囲内であったときは、年齢の誤りが発見された日の直後に来る契約応当日に実際の契約年齢での保険料に修正するとともに、今まで経過した保険期間に対応する差額保険料を精算します。
  - (2) 契約日における実際の満年齢が、当会の定める契約年齢の範囲外であったときは、当会は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日の翌月1日を契約日として処理します。

#### 第44条(保険契約の更新)

1. 当会は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内を通知します。ただし、更新日における被保険者の契約年齢が当会の定める年齢を超えるときは、保険契約は更新されません。
2. 更新案内を受理した保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を更新しない旨の通知をしないう限り、更新前契約の保険料が完納されていることを条件に、保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。
3. 前項の規定により、保険契約が更新された場合、当会は、更新通知書によりその旨を保険契約者に通知します。
4. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日からその日を含めて1年間とします。
5. 更新後の保険契約における保険料は、更新日における被保険者の満年齢により計算します。
6. 保険契約者は、更新契約の保険料を払込期月内に払い込んでください。

この場合、第23条(保険料払込猶予期間および保険契約の失効)、第24条(保険料払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第25条(保険料払込方法<回数>)、第26条(保険料払込

方法<経路>)、第27条(保険料払込方法の変更)の各規定を準用します。

なお、更新契約の第1回保険料についても第23条(保険料払込猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。

7. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日に当該保険契約は消滅します。
8. 本条の規定により、保険契約が更新された場合には、第2条(保険金の支払)、および第32条(告知義務違反による契約解除ができない場合)第1項第5号に定める保険契約を解除できない期間に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
9. 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由がある場合、当会は、更新後の保険契約を解除することができます。
10. 更新後の保険契約には、更新日において有効な普通保険約款を適用します。
11. 当会が発行した更新前契約の保険証券と更新通知書をもって更新後の保険契約の保険証券とみなします。

#### 第45条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

1. 当会が必要と判断したときは、当会の定めるところにより更新時の保険契約に対して、保険料の増額または保険金額の減額その他の契約内容(「更新条件」といいます。)の見直しを行うことがあります。
2. 前項に定める更新条件の見直しを行うときは、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に変更後の更新条件を通知します。
3. 変更後の更新条件は更新日から適用されます。

#### 第46条(保険契約の更新を引き受けない場合)

1. 当会の財務状況に変化が生じ、収支状況が不採算となったときは、当会の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。
2. 保険契約の更新を引き受けない場合、当会は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に通知します。

#### 第47条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

1. 想定外の事象発生により、当会の財務状況に著しい影響をおよぼす状況変化が生じたときは、当会の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行なう場合、当会は、保険契約者にその内容を速やかに通知します。

#### 第48条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減)

保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象発生により、当会の財務状況に著しい影響を及ぼす状況変化が生じたときは、当会の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

#### 第49条(時効)

1. 保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、その支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときは消滅します。  
但し、個人賠償責任保険金の支払を請求する権利は、損害賠償金の額が確定した日の翌日から起算して3年間請求がないときに消滅します。
2. 保険料を請求する権利は、当該保険料請求権が発生した日から1年間これを行わない時は消滅します。

#### 第50条(管轄裁判所)

この保険契約における訴訟については、当会の所在地または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

#### 備 考

##### 1. 検査を目的とした入院について

- (1) 健康診断や人間ドックのような健康状態を確認するための検査を目的とする入院は治療がなされていないので、約款上の入院とはみとめられません。
- (2) 検査を目的とした入院中に、治療を要する病名が確定し、入院中に治療をされていた場合は、その入院は入院保険金の対象とします。

##### 2. 分娩による入院について

- (1) 正常分娩による入院は疾病の治療を目的とした入院ではないため、入院保険金の対象とはなりません。また、ワーカーズ・ケア保険金の支払対象にもなりません。
- (2) 切迫流産等の異常分娩で医師が疾病と認め、入院による治療が必要と認めた入院は入院保険金の対象となります。
- (3) 異常分娩等の理由で保険金支払事由に該当するものは、その妊娠が責任開始日以降の場合にかぎります。

##### 3. 責任開始日以降に発病した病気の発病時期、または発生した不慮の事故の発生日の考え方 約款第2条で各保険金の支払い事由として規定されている「責任開始日以降に発病した病気または責任開始日以降に発生した不慮の事故」は次の通り取扱います。

###### (1) 病気の場合

医師発行の診断書に記載されている初診日または前医等での初診日が責任開始日以降であること。

###### (2) 不慮の事故の場合

提出された公的機関発行書類に記載された事故発生日、または事故発生状況説明書に記載されている事故発生日が責任開始日以降であること。

別表1 請求書類

1. 保険金の請求書類(特に指定がない限り写しは認められません)

請求項目	提出書類
死亡保険金	(1)当会所定の保険金支払請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書 (3)傷害の場合、当会所定の事故状況説明書 (4)被保険者の死亡事実が記載された戸籍抄本 (5)死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6)保険証券
ハンディキャップ保険金 軽度ハンディキャップ 保険金	(1)当会所定の保険金支払請求書 (2)当会所定の様式による医師の診断書 (3)傷害の場合、当会所定の事故状況説明書 (4)交通事故の場合、公的機関の事故証明書 (5)保険金受取人の印鑑証明書 (6)保険証券
入院保険金 手術保険金	(1)当会所定の保険金支払請求書 (2)当会所定の様式による医師の診断書 (3)傷害の場合、当会所定の事故状況説明書 (4)交通事故の場合、公的機関の事故証明書
傷害通院保険金	(1)当会所定の保険金支払請求書 (2)当会所定の様式による医師の診断書 (当会が定める金額以下の場合は通院日が記入された病院発行の領収書でも可) (3)傷害の場合、当会所定の事故状況説明書 (4)交通事故の場合、公的機関の事故証明書
ワーカーズ・ケア保険金	(1)当会所定の保険金支払請求書および請求事由を証明する書類 (2)ケアに要した費用を証明する書類 (3)ケア内容が記された契約書のコピー

(注)当会は必要に応じて、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2. その他の請求書類

請求項目	提出書類
解約払戻金の支払	(1) 当会所定の解約払戻金支払請求書(解約請求書) (2) 保険証券
プラン変更	(1) 当会所定のプラン変更請求書 (2) 被保険者についての当会所定の告知書(ただし、保険金額を増額する場合)
死亡保険金受取人の変更	(1) 当会所定の名義変更申込書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 当会が必要に応じて、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

別表2 ハンディキャップ保険金 身体障がい表

番号	障がい状態	障がい部位 (注)
1.	両眼の視力を全く永久に失ったもの	視力
2.	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	言語・咀嚼
3.	中枢神経系・精神または腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの	介護
4.	両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	上肢
5.	両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	下肢
6.	1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	上・下肢
7.	1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	上・下肢

(注) 障がい部位については、下記「別表2.3」説明を参照してください

別表3 軽度ハンディキャップ保険金 身体障がい表

番号	障がい状態	障がい部位 (注)
1.	一眼の視力を全く永久に失ったもの	視力
2.	両眼の視力のそれぞれに著しい障がいを永久に残すもの	視力
3.	言語に著しい障がいを永久にのこすもの	言語
4.	そしゃくの機能に著しい障がいを永久にのこすもの	咀嚼
5.	一耳の聴力を全く永久に失ったもの	聴力
6.	両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの	聴力
7.	鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを永久に残すもの	鼻
8.	脊柱に運動障がいを永久に残す	脊柱
9.	脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	脊柱
10.	中枢神経系・精神または腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活が著しく制限されるもの	介護
11.	1上肢を手関節以上で失ったもの	上肢切断
12.	1上肢の三大関節の一つ以上が関節の用を全く永久に失うか、著しい障がいを永久にのこすもの	上肢の運動障がい
13.	1下肢を足関節以上で失ったもの	下肢切断
14.	1下肢の三大関節の一つ以上が関節の用を全く永久に失うか、著しい障がいを永久にのこすもの	下肢の運動障がい
15.	1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	下肢の短縮
16.	1手の手指1本以上を失った	手指の切断
17.	1手の母指または示指の用を全く永久に失ったもの	手指の運動障がい
18.	1手の母指および示指以外の2手指以上の用を全く永久に失ったもの	手指の運動障がい
19.	1足の母指を失った	足指の切断
20.	1足の母指以外の4足指を失った	足指の切断
21.	1足の母指を含んで3足指の用を全く永久に失ったもの	足指の運動障がい

(注)障がい部位については、下記「別表2.3」説明を参照してください

## 別表 2、3 説明

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

### 3. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障がいを永久に残すもの」とは、視力が 0.06 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

### 4. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、語音構成機能障がい、脳言語中枢の損傷、発声器官の障がいのため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

「そしゃく機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

### 5. 耳の障がい聴力障がい

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年 8 月 14 日改定)に準拠したオージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1000・2000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $(a+2b+c) \div 4$  の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障がい」を永久に残すものとは、上記(2)の  $(a+2b+c) \times 1/4$  の値が 70 デシヤレ以上(40 cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

#### 6. 鼻の障がい

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻掛幹の 2 分の 1 以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障がい」を永久に残すものとは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

#### 7. 上・下肢の障がい

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換し、その結果当該関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障がい」を永久に残すものとは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みがない場合をいいます。

#### 8. 脊柱の障がい

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障がい」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち、2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

(3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障がい」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち、2 種以上の運動が生理的範囲の 3 分の 2 以下に制限された場合をいいます。

#### 9. 手指の障がい

(1) 手持の障がいについては、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません

(2) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指(母指)においては指節間関節、その他の手持は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節備 1 指(母指においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みのない場合をいいます。

#### 10. 足指の障がい

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

**別表4 手術保険金給付倍数表**

手術保険金倍数 (入院保険金日額への倍数)	1倍	5倍	10倍	20倍
医科診療報酬点数	1,000点～ 4,999点	5,000点～ 29,999点	30,000点 54,999点	55,000点以上
先進医療	—	—	—	20倍に該当

注：先進医療は「手術」とみなし、医科診療報酬点数による手術と重複する場合、それぞれの保険金を合計して支払います。

ただし、同一先進医療による保険金の支払は1回限りとする。

**別表5 危険な運動**

(1)山岳登山(ピッケル、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
(2)リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗
(3)超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗
(4)ジャイロプレーン搭乗
(5)その他上記(1)から(4)に類する危険な運動

注：ワーカーズ・ケア保険金は支払の対象となります。

**別表6 就業中は保険金支払いが減額となる職業**

(1)林業従事者	(8)交通運輸事業従事者
(2)海面作業等従事者	(9)貨物等荷役作業従事者
(3)船員等船舶乗組員	(10)警備業従事者
(4)石炭鉱業従事者	(11)海上保安官
(5)採石業・鉱業従事者	(12)自衛官(防衛大学校生を含む)
(6)水力発電施設従事者	(13)警察官
(7)建築・土木・建設業等従事者	(14)その他当会が指定する職業

注：ワーカーズ・ケア保険金は全額支払います。

**別表7 就業中は保険金支払対象外となる職業**

- (1)テストパイロット、テストドライバー、テストライダー
- (2)競馬、競輪、オートレース、競艇
- (3)力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー
- (4)坑内、隧道内作業従事者
- (5)スタントマン、レスキュー隊員
- (6)サーカス、軽業師、曲芸等
- (7)猛獣(ライオン・トラなど)を取り扱う方
- (8)ゴンドラ等を使用する窓ふき業に従事する方(ただし3階建以上の建物の窓ふき業)
- (9)その他、上記(1)から(8)に類する職業

注:ワーカーズ・ケア保険金は全額支払います。